

令和3年9月21日

第9回曾於市農業委員会總會議事録

曾於市農業委員会



第9回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和3年9月21日(火) 午前9時00分

2 場 所

曾於市役所 財部支所3階 大会議室(1・2・3)

3 出席委員

1番	○○○○○	2番	○○○○○	3番	○○○○○
4番	○○○○○	5番	○○○○○	6番	○○○○○
7番	○○○○○	8番	○○○○○	9番	○○○○○
10番	○○○○○	11番	○○○○○	12番	○○○○○
13番	○○○○○	14番	○○○○○	15番	○○○○○
16番	○○○○○	17番	○○○○○	18番	○○○○○
19番	○○○○○	委員	○○○○○	委員	○○○○○
委員	○○○○○	委員	○○○○○		

4 欠席委員

5 議事録署名委員

10番 ○○○○○ , 11番 ○○○○○

6 職務のため出席した者の職、氏名

事務局	局長	○○○○○	次長	○○○○○
	農地係長	○○○○○	農政係長	○○○○○
末吉分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
大隅分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
農林振興課	農政係	○○○○○		

7 閉会年月日

令和3年9月21日(火) 午前11時39分

## 令和3年第9回農業委員会総会日程

### 1 開 会

### 2 議事録署名委員の指名

### 3 付議事項

#### (1) 議案

議案第77号 農地法第3条 賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請について

議案第78号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第79号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備計画  
の変更申請について

議案第80号 農地法第4条による許可申請について

議案第81号 農地法第5条による許可申請について

議案第82号 非農地証明願について

議案第83号 農地の用途変更届について

議案第84号 農用地等のあっせんについて

議案第85号 農用地利用集積計画について (利用権設定)

議案第86号 農用地利用集積計画について (所有権移転)

#### (2) 報告第9号 合意解約等の報告

### 4 閉 会

令和3年第9回農業委員会総会

令和3年9月21日（火） 午前9時00分

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。8月、9月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりでございます。本日は、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和3年第9回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。10番〇〇〇〇〇〇委員、11番〇〇〇〇〇〇委員を指名致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

これより議事に入ります。議案第77号 農地法第3条 賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

議案第77号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉9号、土地の所在地が末吉町南之郷箱根〇〇〇〇〇〇、地目畑、面積2,040㎡です。渡人は、末吉町南之郷の〇〇〇〇〇〇、受人は、末吉町二之方の〇〇〇〇〇〇です。理由は、経営拡張です。よろしくお願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○12番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉9号について、9月15日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。受人と渡人は、親子です。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第77号 農地法第3条 賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に議案第78号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

それでは2ページになります。議案第78号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉101号、土地の所在地は、末吉町南之郷本堂〇〇〇〇〇〇、地目は畑で、面積893㎡です。受人は、末吉町上町の〇〇〇〇〇〇です。理由につきましては、経営拡張です。他6件です。よろしくお願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、

順次報告を求めます。

○2番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号末吉101号について、9月15日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けする予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○12番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号末吉102号について、9月15日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題ははありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○11番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号末吉103号について、9月12日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題ははありません。調査結果の総合意見は、受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、贈与となっておりますが、実際は、2年前に売買されております。議案第81号末吉91号の件で取引を戻して再取得したものです。以上で調査報告を終わります。

○7番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号末吉104号について、9月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題ははありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、茶を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。調査は、私と〇〇〇〇〇推進委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで行いました。以上で調査報告を終わります。

○19番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅105号について、9月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題ははありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定なのですが、実際現地に行ってみて、田んぼを確認したら、両サイドの崖が田んぼの方に崩れて、もの凄く土砂が埋まっています、本来に来年の5月6月に田植えが出来るのかというような状況です。ただし、本人さんは、何とかしようと言っております。普通の人だと出来ないような感じです。1年間は、猶予を頂ければと思います。周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○5番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅106号について、9月10日に現地調査を行いましたので報告致します。受人と渡人は、兄弟です。経営拡張となっておりますが、〇〇〇〇〇さんは、輝北町となっておりますが、〇〇〇〇〇さんへ販売し業務委託となっております。問題ないという事で許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○14番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部107号について、9月15日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題ははありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。なお、受人と渡人は、昔からの古い友人だそうです。以上で調査報告を終わ

ります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○2番委員（○○○○○）

大隅の106号ですけど、ちょっと説明が聞き取れなかったので、もう1回説明をして下さい。

○5番委員（○○○○○）

受理番号大隅106号について、9月10日に現地調査を行いましたので報告致します。受人と渡人は、兄弟です。経営拡張となっておりますが、○○○○○さんが輝北町となっておりますが、○○○○○さんへ販売します。営農計画書が補足説明資料の6ページに載っております。○○○○○さんが業務委託して問題ないと思います。許可相当と考えます。以上です。

○2番委員（○○○○○）

誰かに販売すると言われましたが、この土地を売るという事ですか。

○5番委員（○○○○○）

○○○○○さんは、輝北に住んでおられて○○○○○さんへ販売という事で営農計画書が出ております。

○2番委員（○○○○○）

何を販売するんですか。

○5番委員（○○○○○）

飼料ですね。

○2番委員（○○○○○）

自分で作らないという事ですか。

○5番委員（○○○○○）

自分で耕作するという事です。自分で耕作して、牧草を販売するという事です。

○2番委員（○○○○○）

わかりました。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。事務局が分からなかったという事ですので、末吉103号を○○○○○委員もう1回説明をお願いします。

○11番委員（○○○○○）

贈与になってますけど、実際の売買は2年位前にされていまして、今回議案81号の末吉91号の件で息子さんが家を建てるという事で、分筆をしています。それで、取引を一端戻して再取引をしたという事です。以上です。

○議長（○○○○○会長）

ここの作物は、何を作るのですか。

○11番委員（○○○○○）

露地野菜です。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「はい」の声あり）

○4番委員（○○○○○）

大隅105ですけど、もし土砂を撤去出来なかった場合、作付けがやっぱり出来ませんでした。どうしますか。

○19番委員（○○○○○）

それは、されると思います。出来ないという事は、頭にありません。○○○○○さんは、工務店をされている方で機材等も持ってらっしゃって、田んぼに復元するという事を私も







○10 番委員 (○○○○○)

1年位前になるかと思いますが、現地調査して、ここに倉庫を建てるんだとちゃんと確認し、資料も農機具倉庫となっておりましたが、実際は、車庫になっておりました。車が2台止められ実家に機械等は置いてあり、騙されたなど。これを見ましたら15mと書いてありますから奥行が8mとありますので、農機具倉庫として、私はこの大きさだったら妥当かなと思います。

○事務局 (○○○○○局長)

この件については、農業振興地域の整備計画の変更申請で同時申請ではありませんので、これから転用がまた申請されますので、その時に機械等をしっかり聴いて報告するというような事で、今回は、取り合えず許可するという事でどうでしょうか。

(「意義なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

全体として何か質疑・意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○2番委員 (○○○○○)

調査員が、推進委員の新しい人でしたので良くわからなかったと思いますが、農家住宅を調査する時は、機械倉庫とか何を入れるのかという事を事務局の方で準備して貰って、調査に入って貰えばと思います。

○議長 (○○○○○会長)

よろしいですか。

○事務局

はい。

○議長 (○○○○○会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第79号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請大隅60を除いては、除外、用途変更、やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、除外、用途変更、やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

ここで○○○○○委員は、議事参与制限の為、退席願います。

(「○○○○○委員退席」)

○議長 (○○○○○会長)

議案第79号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請大隅60を議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

それでは4ページになります。議案第79号について、ご説明申し上げます。受理番号大隅60号、土地の所在地は、大隅町中之内入佐○○○○○、地目は畑で、面積192㎡です。申請人は、大隅町中之内の蕨谷自治会代表者の○○○○○です。転用目的は、水道施設です。理由につきましては、平成9年度農業農村総合整備事業として、水道施設を設置してしまいましたという事で顛末書付きです。よろしく願います。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、

報告を求めます。

○5番委員（○○○○○）

受理番号大隅60号について、9月10日に現地調査致しましたので報告致します。これは、確か5月に除外申請で挙がった分でございます。代表者が○○○○○さんになっておりますが、自治会長をされているという事で代表者を○○○○○とされたという事です。今回は、用途変更という事で水道施設になります。他に問題になるような事はありません。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第79号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請大隅60については、用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員は、復席を願います。

（「○○○○○委員復席」）

○議長（○○○○○会長）

次に議案第80号農地法第4条による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは6ページになります。議案第80号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉19号、土地の所在地が、末吉町南之郷見帰○○○○○、地目は畑で、面積1,556㎡です。申請人は、末吉町南之郷の○○○○○で、転用目的は、機械倉庫、牛舎、堆肥舎、バンカーサイロです。理由につきましては、平成5年8月から平成25年7月にかけて、機械倉庫2棟・牛舎1棟・堆肥舎1棟を建築し、バンカーサイロを2箇所を整備してしまいましたという事で始末書付きでございます。農振区分は、外です。他5件です。よろしくお願ひ致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉19号について、9月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、見帰自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道路を挟んで畑、南が宅地、北が宅地であります。目的実現の確実性は、既に転用済みで始末書が添付されております。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、機械倉庫等を整備する面積1,556㎡は、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、自然流下するもので適当と思います。被害防除につきましては、緩衝地を設ける等して誓約書も添付されている為、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当し、機械倉庫等を整備する事から転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉20号について、9月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、五

位塚自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が市道、南が宅地、北が市道であります。目的実現の確実性は、既に転用済みで始末書が添付されております。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、一般住宅・道路・物置小屋を整備する面積 279 m<sup>2</sup>は、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、北側の市道水路側溝へ放流し、浸透枿を設置し、汚水生活排水は、合併浄化槽を設置し、公共下水道に放流するもので適当と思います。被害防除につきましては、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思われまます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当し、一般住宅・通路・物置小屋を整備する事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号末吉 21 号について、9 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、友常自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が牛舎、西が市道、南が山林、北が倉庫であります。目的実現の確実性は、既に転用済みで始末書が添付されており確実と思われまます。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、牛舎を整備する面積として全体で 815 m<sup>2</sup>は、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、市道の水路側溝へ放流するもので適当と思います。被害防除につきましては、土留め工事をして盛り土とブロック等で緩衝地を設置し、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思われまます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当し、牛舎を整備する事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

#### ○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号大隅 22 号について、9 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。補足説明資料の 58 ページから参照下さい。申請地は、東桜ヶ丘自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が雑種地、西が宅地・畑、南が宅地・道路、北が畑であります。目的実現の確実性は、申請人は、市内に居住する農家で、申請地は、平成 28 年頃外国人技能実習生の為の寄宿舎を建築し、農業用倉庫と農業用資材置場は、相続後から利用していたもので、目的実現の可能性は、建築済みの為確実です。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、所要面積 883 m<sup>2</sup>に寄宿舎 1 棟 46.85 m<sup>2</sup>、農業用倉庫 1 棟 159.25 m<sup>2</sup>、農業用資材置場 189 m<sup>2</sup>を設置して利用するもので適当と思います。排水等については、寄宿舎の汚水は、合併浄化槽を設置して既存水路に放流しており問題ありません。被害防除につきましては、隣接地から緩衝地を 2 m としており影響ないと思われまます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外である集落接続施設に該当するもので、また始末書による追認である事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

#### ○10 番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号財部 23 号について、9 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外の議案第 79 号で説明しましたので、調査結果の総合意見のみ説明致します。調査結果の総合意見は、申請人は、農地法の許可が必要だと知らず、平成 8 年頃に 4 条申請の記載の申請地に倉庫 1 棟と牛舎 1 棟を建設し、現在まで肉用牛の飼育を行っていました。今回、機械庫とロール置場を新たに設置しようとするものです。ついては、既存施設との一体利用であり、始末書も添付されている事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。続きまして、受理番号財部 24 号ですが、議案 79 号で説明しましたので、総合意見のみ説明致します。調査結果の総合意見は、申請人は、農地法の許可が必要だと知らず、平成 16 年に牛舎 1 棟を建築し、現在まで肉用牛の飼育を行っていましたが、今回、堆肥置場・通路を新たに設置しようとするものです。ついては、始末書も添付されている事から、転

用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○4番委員（〇〇〇〇〇〇）

確認ですが大隅22号で位置は、一種農地と言われましたが、一種農地で農振外は、あるのですか。元々、農振から外された場所なのか、それとも何らかの理由で外されたのか。

○事務局（〇〇〇〇〇〇係長）

農振農用地は、言わなくても分かりますが、曾於市で農振の計画用地というのがあります。第一種農地というのは、周辺農地まで含めて10haの広がりがある場合は、一種農地に含まれます。問い合わせが良くあるのが、一種農地-だと売ることが出来ないで、一種農地から外してくれという方がいらっしゃいますけど無理な注文ですので、農地の広がり10haあれば必ず一種農地になってしまいます。〇〇〇〇〇委員がおっしゃった事は、分類上わかりかねる所がありまして、例えば、県単事業なんかで農業用の施設が設けられたりした場合は、必ず農振の中に含まれていなければその事業は出来ないと土地改良法に定められております。その関係で農振農用地については、必ず市の計画に入っている用地にとはっきり分かっておりますので、これは、産業振興課もしくは農林振興課に分厚い冊子があります。その冊子の中にこの地区でこの地番で農振の中に入っていますという台帳があります。その台帳が定められたのが平成30年頃に確定されておりましたので、また近いうちに農振の見直しがあると聞いておりますので、その時にまた集落内でまとめて外すとか今後事業を持ち込む予定がなければ、農業委員の皆さんからも今後農業を続けていく意思があるかないか集団で農振から外すという手続きを踏んで頂きたいと思います。個人でするには、条件が厳し過ぎて、先程迫委員の方から3条で申請の時に挙がってきて、どうしても原状回復が出来ないような農地、被害にあったような農地は、皆さんの農地パトロールの中で、これは、非農地であるという判断をして頂きたいと思います。今後挙がってくる個人での申請は、審査対象として条件が厳しくなってしまいます。大きな農振の見直しですとか農業委員の皆様方が実際に見て回る農地パトロールの中で、非農地だと判断していただければそれが一番本人さんには役に立つと思いますので、併せてよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

他にありませんか。

（「はい」の声あり）

○6番委員（〇〇〇〇〇〇）

確認で申し上げます。財部23号の〇〇〇〇〇〇さんですが、あの施設が無断で本当に本人は、知らなかったと言っていましたか。

○10番委員（〇〇〇〇〇〇）

〇〇〇〇〇〇さんの方と色々話しまして、昔の事で良く分からずに建ててしまったと言われました。今度ここにこういうのを建てたいという時に、初めて聞いて初めて知ったという事でした。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

よろしいですか。

○6番委員（〇〇〇〇〇〇）

はい。

○10番委員（〇〇〇〇〇〇）

21号の牛舎ですが、参考資料の55ページ2,600かける1,800であれば4.68㎡だなど。

えらい小さい牛小屋だなと思ったんですが。建築面積が 468 m<sup>2</sup>という事は、26m と 18m と。ですから、図面が間違っているなど。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

単位がセンチでありますので、間違いないようにメーターで書くように注意します。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第 80 号農地法第 4 条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。ここで 10 分間暫時休憩致します。

（休憩：午前 10 時 15 分）

（休憩：午前 10 時 25 分）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に議案第 81 号農地法第 5 条による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

それでは 8 ページになります。議案第 81 号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉 90 号、土地の所在地が、末吉町諏訪方牧ヶ入佐〇〇〇〇〇、地目は畑で、面積 359 m<sup>2</sup>です。譲渡人は、末吉町諏訪方の〇〇〇〇〇〇で、譲受人は、末吉町諏訪方の〇〇〇〇〇〇です。転用目的は一般住宅で、理由につきましては、現在の居宅が老朽化してきた為、同居の息子に使用貸借して新築したい。なお、申請地の一部を昭和 53 年頃から宅地として利用してしまいましたという事で、始末書が添付されております。農振区分は、外です。他 3 件です。よろしくお願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 90 号について、9 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、五位塚自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が市道、南が宅地、北が市道です。目的実現の確実性は、融資証明が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、一般住宅を整備する面積として全体で 359 m<sup>2</sup>であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は市道水路側溝へ放流し、汚水・生活排水は、合併浄化槽を設置し、公共下水道に放流するもので適当と思われます。被害防除については、誓約書が添付されており、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他の農地に該当し、一般住宅を整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○7 番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 91 号について、9 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、西柳井谷自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が道路を挟んで宅地、北が畑です。目的実現の確実性は、融資証明が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、一般住宅を整備する面積として全体で 499 m<sup>2</sup>であ

り、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は水路側溝へ放流し、汚水・生活排水は、合併浄化槽を設置するもので適当と思います。被害防除については、盛土をし土留工事を行い緩衝地を設置し、誓約書が添付されており、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、一般住宅を整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇推進委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号大隅92号について、9月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、平原自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路、南が道路、北が畑です。目的実現の確実性は、自己の住宅を建築するもので確実と思います。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、一般住宅を整備する面積として全体で337㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、合併浄化槽を経て既存の道路側溝へ放流するもので適当と思います。被害防除については、ブロックを設置し、誓約書が添付されており、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、一般住宅を整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号財部93号について、9月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、田平自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路を挟んで畑、南が畑、北が畑です。目的実現の確実性は、融資証明書の写しが添付されており確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積478㎡に対し、一般住宅とカーポートの建築面積129.37㎡は、周囲の状況からみて適当と思います。排水等については、合併浄化槽を設置し、生活排水・雨水と共に西側の道路側溝に放流する事から適当と思います。被害防除については、周囲にブロックを設置し、緩衝地を設け、被害防除に関する誓約書が添付されており、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、周囲に住宅がある事から、不許可の例外の集落接続施設に該当します。申請人は、借家住まいですが、今回申請地に一般住宅1棟を整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第81号農地法第5条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に議案第82号非農地証明願についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

それでは、9ページになります。議案第82号について、ご説明申し上げます。受理番号財部24号、土地の所在地が財部町南俣西久保〇〇〇〇〇、地目は畑、面積546㎡です。申請人は、財部町南俣の〇〇〇〇〇〇で、経緯につきましては、昭和58年頃から平成12年にかけて、牛舎1棟・一般

住宅1棟堆肥舎兼農業用倉庫1棟を建築増築してしまいましたという事で、始末書付きでございます。よろしくお願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号財部24号について、現地調査しましたので報告致します。調査日は、9月10日に行いました。申請地は、七村自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林と水路を挟んで畑・宅地、西が山林、南が畑、北が宅地です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用により改善指導は、受けておりません。周囲の農地の影響は、東側と南側に農地があるが、隣接する農地に影響はないと思います。その他農地法上特に問題はありません。申請地には、昭和58年から平成12年にかけて、牛舎・一般住宅・堆肥舎兼農業用倉庫を建築増築しており、いずれも建築後20年以上経過しております。調査結果の総合意見としまして、農地法の許可が必要だと知らず、昭和58年から平成12年にかけて、牛舎・一般住宅・堆肥舎兼農業用倉庫を建築増築しており、その際いずれの建物も一部が農地に建築したものです。建築後20年以上経過している事から、農地への復元は著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで行いました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第82号非農地証明願については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。次に議案第83号農地の用途変更届についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

それでは10ページになります。議案第83号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉11号、土地の所在地が末吉町岩崎鎌田〇〇〇〇〇〇、地目畑、面積172㎡です。申請人が末吉町岩崎の〇〇〇〇〇〇です。転用目的は、物置で農振区分は、外です。他1件です。よろしくお願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉11号について、9月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、有持上自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が宅地、南が宅地、北が山林です。目的実現の確実性は、転用済で始末書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積172㎡に物置が造られており、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、自然流下で適当と思われます。被害防除については、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他の農地に該当し、転用目的が物置で、耕作不能となる面積が60.35㎡で転用許可を要しない200㎡未満の農業用施設に該当する事から、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○7番委員（〇〇〇〇〇〇）



○議長（○○○○○会長）

続いてあっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願い致します。

○5番委員（○○○○○）

末吉61号・末吉64号は、打切でお願いします。

○8番委員（○○○○○）

大隅62号は、打切でお願いします。

○13番委員（○○○○○）

末吉66号は、打切でお願いします。

○11番委員（○○○○○）

末吉67号は、継続でお願いします。

○2番委員（○○○○○）

末吉68号は、成立でお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉69号・70号は、継続でお願いします。

○3番委員（○○○○○）

財部71号の南俣瀬戸山の2筆と○○○○○は、継続で残りは成立です。財部72号は、打切でお願いします。というのは、沼田でどうにもならない所です。今、中間管理事業で構造改善をする予定で、それが完了すれば、借手がいると思います。以上です。

○14番委員（○○○○○）

財部73号は、継続でお願いします。

○7番委員（○○○○○）

財部74号は、成立でお願いします。

○議長（○○○○○会長）

大変ご苦労様でした。継続については、引き続きよろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第85号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規3年以上6年未満大隅132と再設定3年以上6年未満大隅332を除いて議題と致します。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け農用地利用集積計画の利用権設定は期間ごとに中間管理事業に係る利用権設定は、一括して審査して差し支えありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

新規3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

新規6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

新規10年以上について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定3年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○4番委員(○○○○○)

○○○○○委員にお伺いします。10年以上で○○○○○委員がだいぶ借りられるようで、継続の再設定でなくて、先程、合意解約を見たら、ほとんど8月で合意解約された土地を集積して借りられるという事ですが、この地区で畑がないからというのは、ちらほら耳にしていますが、○○○○○さんは、委員ですから人によっては、後ろ指をさされるという場合もあります。2町5反から3町位まとまっていますので、何か理由があって○○○○○委員にまとめられたのか理由があれば教えて下さい。

○11番委員(○○○○○)

合意解約になってますが、これは、都城市梅北にある○○○○○が借りてたんですが、ここが撤退するという事で、一挙に○○○○○さんが住んでいる周辺であったという事で、○○○○○さんが住んでいる周辺で○○○○○さんが甘藷を増やしたいという希望もあったのでまとめてという形になったと思います。それから、高之峰下もイノシシが出るという事でかなり被害があって、自分の家の方にまとめたいという意向もあってこのような形になったと思います。以上です。

○議長(○○○○○会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

議案第85号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規3年以上6年未満大隅132と再設定3年以上6年未満大隅332を除いて申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長(○○○○○会長)

ここで○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

(「○○○○○委員退席」)

○議長(○○○○○会長)

議案第85号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規3年以上6年未満大隅132と再設定3年以上6年未満大隅332についてを議題と致します。

○議長(○○○○○会長)

質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○10番委員(○○○○○)

無償になっておりますが、荒れた農地なのか、何らかの理由があるのか教えて下さい。

○事務局(○○○○○)

理由については、何人か話をされたらしいのですが誰もいなくて、おとどし位から荒らしてあって、荒らすより良いだろうという事で借る事になったと確認しております。

○10番委員(○○○○○)

○○○○○委員の場合は、何件か話を持ち掛けて誰もいなかったからというのは、良いと思いますが農業委員の方が自分で良い土地を集めて、悪い土地は他の人へというのがちらほらありますので、無償は、荒れた農地や荒れさせない為に仕方なしに引き受けたというのであれば、仕方ないと。ちょっとでも上乘せするとかも一つの手ではないかと思いますが注意して貰えばと思います。よろしくお願いします。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○さんが言われたとおり、まずは、農業委員・推進委員は、まずは他の農家さんに相談してからどうしてもいない時は、仕方なくというパターンが必要だと思いますのでよろしくお願いします。他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第85号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規3年以上6年未満大隅132と再設定3年以上6年未満大隅332については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員は、復席をお願いします。

（「○○○○○委員復席」）

○議長（○○○○○会長）

次に議案第86号農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題と致します。質疑・意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○2番委員（○○○○○）

末吉94号ですが、経営面積が、ゼロとなっておりますがどういう農業をされているのかを教えてください。

○1番委員（○○○○○）

5年位前から牛をされてまして、現在、20頭ぐらいいるみたいです。使用貸借と一緒にという事です。今まで両親とずっと仕事をしていたんですが。

○2番委員（○○○○○）

畑は、作ってないんですか。

○1番委員（○○○○○）

畑は、今から作っていくと思います。まだその段階ではないみたいです。

○2番委員（○○○○○）

わかりました。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第86号農用地利用集積計画の所有権移転については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に報告第9号合意解約等の報告については、総会資料の27ページから34ページですのでご覧下さい。

○議長（○○○○○会長）

その他で何かありませんか。

（「はい」の声あり）

○6番委員（○○○○○）

賃借で農地を返す場合の原状回復のルールについて

○2番委員（○○○○○）

中間管理機構に賃借した農地の原状回復について

○事務局（○○○○○局長）

現在の貸し借り契約後の原状回復について説明

○4番委員（○○○○○）

報告33ページの案件について

○事務局（○○○○○係長）

33ページの説明

○10番委員（○○○○○）

農政部会について

○事務局（○○○○○係長）

政策提言について説明

○議長（○○○○○会長）

なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局（○○○○○局長）

事務連絡

○事務局（○○○○○次長）

事務連絡

○事務局（○○○○○係長）

事務連絡

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和3年第9回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局（○○○○○局長）

ご起立願います。一同礼。ご苦労様でした。

令和3年9月21日（火） 午前11時39分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員